

教育委員会 6 月定例会会議録

日時 令和 7 年 6 月 1 3 日（金） 午後 2 時 3 0 分から午後 3 時 1 4 分まで

場所 市役所 1 1 階北会議室

出席者

（教育委員）

教育長	吉川 真由美	教育長職務代理者	奈良 知彦
委員	畠山 正文	委員	渡辺 照子
委員	北爪 麻衣子		

（事務局）

教育次長	高松 秀光	指導担当次長	酒井 暁彦
総務課長	高橋 良祐	教育施設課長	木村 一弥
文化財保護課長	神宮 聡	学務管理課長	後藤 弘史
学校教育課長	小池 英雄	前橋高等学校事務長	岩瀬 孝弘
生涯学習課長	宇次 明	教育支援課長	安藤 尚
図書館長	齋藤 明子		

【教育長】

これより前橋市教育委員会 6 月定例会を開会いたします。

【教育長】

直ちに 本日の会議を開きます。

【教育長】

5 月定例会の会議録については、既に配付済みであります。記載事項に異議等ありませんか。

(異議なし)

【教育長】

異議のないものと認め、承認いたします。

【教育長】

議事は、議事日程第 1 号のとおり進めます。

日程第一。会期の決定ですが、本会議の会期は、本日一日といたします。

【教育長】

日程第二。会議録署名委員の指名ですが、本日の署名委員に奈良委員と畠山委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

【教育長】

日程第三。教育長提出の諸報告について、報告に入ります前に、本日、報告第 6 号の追加送付がありました。これを本日の議題に加えることに異議ありませんか。

(異議なし)

【教育長】

異議のないものと認めます。

これにより、報告第 6 号を日程に追加し、議題とすることに決まりました。

(議事日程配付)

【教育長】

教育長の諸報告について、報告いたします。

総括的報告

【教育長】

はじめに全国都市教育長協議会総会・研究大会が川越で開催をされました。前の週に関東地区の都市教育長協議会があり、引き続いての全国都市教育長協議会となりました。全

国の色々な実践事例を学んで帰りました。また改めてご報告させていただきたいと思います。

2点目は、教育福祉常任委員会が5月20日に開催されました。4点報告をさせていただきました。物品の購入で、学校給食用食缶等の購入についてご報告をさせていただきました。2点目は物損事故にかかる損害賠償の額を決定することについて、3点目は国指定重要文化財臨江閣の毀損事故について、4点目は、前橋市立学校の授業料等に関する条例の改正についてご報告をさせていただきました。

3点目は、市立前橋高等学校開校記念式・講演会についてでございます。今年で96年を迎える市立前橋高校の開校記念式典が開かれました。ご参加をいただいた教育委員さんありがとうございました。講演会の様子をお話をさせていただきます。式典の後に、現在、ザスパ群馬の社長をしていらっしゃる細貝萌さんの講演がありました。未来を変えるのは今の自分だ、というテーマでした。強調されていたのは、運や環境は自分の力で掴むもの、ということでした。細貝さんのことをよくご存知の方もいらっしゃると思いますが、アジア大会準決勝での例を挙げ、負傷された香川選手の代わりにご自身が出て、決勝点を挙げられたという場面がございました。そのことに対して人は私のことを運がいいと言うけれども、私は誰よりもそのために準備をしていた。運というのはどこにでも転がっている。それを掴めるか掴めないかは、準備をどれだけしているかだと私は思っている。運を掴むことに情熱を燃やして、しっかりとした欲を持って、自分自身を表現をしていくこと、頑張っていくことが大事だよと高校生に伝えていました。教育も分野は違いますけれども、同じだなと思っております。その後で、高校生から5つほど質問を受けたのですが、その最後にあった質問が非常に面白く、市立前橋高校が育英に勝つためにはどうしたらいいのでしょうか、全国王者の育英に勝つためにはどうしたらいいですかと、育英出身の細貝さんにお伺いしました。やっぱり会場中の皆が、どんな返事が帰ってくるか期待をしていましたが、ちょっと考えてから、勝てないということはない。しっかりと練習して欲しい。市立前橋は素晴らしいコーチもいる。今はユーチューブなどで勉強、学ぶこともできる。可能性はある。ただ、育英も成長している。成長のスピード感というのが本当に大事で、そのことを含めて育英に負けない成長をしてください。とおっしゃっていました。目標を達成するためにやるべきことをやるというだけでなく、ゴールに向かって、いつ、何をやるかというスピード感を持って進めていかなければいけないということを私も学びました。このことを教頭会議でも共有させていただきました。非常に素晴らしいお話をいただき、こどもたちの中に深く落ちたかなと思いました。

4点目は、前橋青少年健全育成会連絡協議会総会が5月23日にありました。色々な行事が始まっております、そこで下支えをしてくださっている皆様に感謝を込めてご挨拶させていただきました。以上でございます。

【教育長】

以上の報告について、質疑等ありますか。

【教育長】

なければ、以上で質疑を終わります。

【教育長】

日程第四。教育長提出の議案を上程いたします。

最初に、議事の公開の是非についてお諮りいたします。

教育長提出の報告第6号については、人事に関することが審議内容でありますので、議事を非公開とすることが適当であると思われます。

したがって、報告第6号については、前橋市教育委員会会議規則第20条第1項の規定に基づき、議事を非公開とすることに、異議等ありませんか。

(異議なし)

【教育長】

異議のないものと認めます。

よって、報告第6号については、議事を非公開とし、議事日程の最後に議題といたします。

それでは、議案第15号から議案第18号までを議題といたします。説明をお願いします。

議案第15号 教育文化功労者表彰規則の改正について

【総務課長】

1の改正の理由ですが、表彰者推薦時の負担軽減などを目的に、所要の改正を行うものです。

2の主な内容ですが、第3条第2項に基づく表彰時期について「11月初旬」を「11月」に、第5条に基づく表彰推薦調書における「参考資料」の添付を不要とするものです。

このほか、事務の実態に合わせて、様式の改正や文言の整理を行います。具体的には、3ページの様式第1号において推薦者職氏名の押印欄を削るとともに、これまで「摘要」欄だった一番下の欄を「受賞・被表彰歴」に改めるといった見直しを行うものです。

その他の改正部分は、7ページの新旧対照表をご確認いただきたいと思います。

最後に、また6ページに戻っていただき、3の「施行期日」につきましては、公布の日とするものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第16号 前橋市文化財調査委員の委嘱について

【文化財保護課長】

本議案は、前橋市文化財保護条例第10条の規定により、前橋市文化財調査委員を委嘱しようとするものでございます。

文化財調査委員は、前橋市文化財保護条例第9条により、文化財の保存及び活用に関する事項を調査研究し、これらに関し教育委員会に意見を具申することをその職務としております。

現在の委員の任期が、令和7年6月30日で満了することに伴い、新たに委嘱しようとするものでございます。

委嘱しようとする者につきましては、村田敬一さん、能登健さん、右島和夫さん、須永智さん、野口華世さんの5名でございます。全員が再任でございます。経歴・専門領域については、9ページをご覧ください。

委嘱する委員の任期につきましては、令和7年7月1日から令和9年6月30日までの2年間でございます。

文化財調査委員による活動は、前橋市の文化財保護行政を進める上で、重要な位置を占

めるものです。文化財調査の専門性、継続性を図る上からも、この5名を委嘱したいと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第17号 前橋市社会教育委員の委嘱について

【生涯学習課長】

前橋市社会教育委員につきましては、社会教育法第15条並びに前橋市社会教育委員条例第2条、第3条及び第4条の規定により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱しております。

また、市民の幅広い意見を反映するため、公募委員2名についても委嘱しようとするものです。

社会教育委員は、社会教育法第17条により、社会教育に関する諸計画の立案や教育委員会の諮問に応じて意見を述べることなどを職務としております。

現在の委員の任期が令和7年6月30日で満了となることに伴い、今回新たに委嘱するものです。

このたび、委員を委嘱しようとする者につきましては、土田かほる氏以下12名となります。詳細につきましては11ページの前橋市社会教育委員委嘱予定者名簿をご覧ください。

委嘱する委員の任期につきましては、令和7年7月1日から令和9年6月30日までの2年間となります。

社会教育委員の活動は、本市の社会教育を推進する上で非常に重要な役割を占めるものですので、幅広い分野・多様な視点からの意見を聴取するため、この12名を委嘱したいと考えます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第18号 前橋市公民館運営審議会委員の委嘱について

【生涯学習課長】

前橋市公民館運営審議会委員につきましては、社会教育法第30条第2項公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他の事項は当該市町村の条例で定めるとされており、前橋市公民館条例第9条により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱しております。

公民館運営審議会委員は、公民館長の諮問に応じ、公民館の運営や事業の企画実施について調査審議することなどを職務としております。

現在委員の推薦をいただいております元総社公民館運営推進委員会の役員交代に伴い、今回新たに委嘱するものです。

委嘱をしようとする者につきましては、林悦実氏1名でございます。詳細につきましては13ページの前橋市公民館運営審議会委員委嘱予定者名簿をご覧ください。

委嘱する委員の任期は、前橋市公民館条例第10条第1項、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とすると定められているため、令和7年4月1日から令和8年7月31日までの1年4ヶ月間となります。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

【教育長】

ただいま提案説明のありました議案について質疑に入ります。ご意見等ございましたらお願いします。

【奈良委員】

前橋市社会教育委員の委嘱について、2名が公募とありますが、何人応募があつて、この2名が選ばれた理由を教えてください。

【生涯学習課長】

公募2名につきましては、5月号の市広報とホームページ等で募集し、全員で7名の方から応募がございました。そのうちの3名につきましては、委員会の公募実施要項により該当にならなかったため、残りの4名について選考会をいたしました。応募者が何人か判明しないよう氏名等の特定できる事項を伏した状態で、申し込み書類に記載された応募の動機などの内容につきまして、選考委員が点数をつけ、その上位2名を決めたものでございます。

【教育長】

ほかになれば、以上で質疑を終了します。

それでは、議案第15号から議案第18号までについて、可決することに異議ありませんか。

(異議なし)

【教育長】

異議のないものと認めます。

よって、議案第15号から議案第18号までを可決いたします。

次に、報告第4号及び報告第5号を議題といたします。説明をお願いします。

報告第4号 令和7年第2回定例市議会提出予定議案（予算）の作成に対し意見を付すことについての臨時代理について

【総務課長】

本件については、特に緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったことから、教育長に対する事務委任規則第5条第1項の規定に基づき、教育長が臨時代理をさせていただきましたので、ここにご報告し、承認を求めるものでございます。

対象の議案は、令和7年度前橋市一般会計補正予算の教育委員会所管に係る分でございます。

15ページをご覧ください。6月二次補正予算の総括表となっております。

歳入、歳出ともに、9,500万円を増額するものでございます。

このあと、教育委員会報告第5号で詳しくご報告いたしますが、前橋市教育情報ネットワークへの不正アクセスに係る損害賠償請求訴訟について和解のはこびとなったことに伴い、歳入は諸収入として、和解金9,500万円を計上し、歳出は教育費のうち1項の教育総務費に同額の9,500万円を計上しております。

その下の要求概要をご覧ください。

歳出の教育総務費9,500万円の内訳であります。主な補正項目等の下段、本件訴

訟における弁護士委託料として1,400万円、上段のとおり教育振興基金への積立金を8,100万円としております。いずれも、歳入の和解金を財源として計上したものでありますが、教育振興基金に積み立てた分につきましては、令和8年度の教育情報ネットワーク関係事業の財源として充当したいと考えております。

以上が、教育委員会所管の補正予算の概要でございます。

これらの予算に対する教育委員会の意見につきましては、教育長が臨時代理し、異議のないものとして市長に送付させていただきましたので、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

報告第5号 令和7年第2回定例市議会提出予定議案（事件）の作成に対し意見を付すことについての臨時代理について

【学校教育課長】

本件については、特に緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったことから、前橋市教育委員会教育長に対する事務委任規則第5条第1項の規定によりまして、教育長が臨時代理をさせていただきましたので、同条第2項の規定に基づき、報告し、承認を求めるものでございます。

対象となる議案は、前橋市教育情報ネットワークへの不正アクセスに関する損害賠償請求訴訟に係る和解について、です。

次のページをご覧ください。和解議案についてですが、

1の相手方は、東日本電信電話株式会社です。

2の事件名につきましては、記載のとおりです。

3の訴訟の概要ですが、平成27年5月21日に本市と相手方との間で締結したデータセンター移管設計・構築委託契約等に基づき、相手方はM E N E Tの通信制限を適切に設計・設定し、又はその不備を修正すべき債務又は義務を負っていたところ、相手方が当該債務を履行せず、又は当該義務を怠ったことにより不正アクセスが発生し、本市にM E N E T内端末復旧作業に要する費用等の損害が発生したため、本市が相手方に対し、損害賠償を求めるものです。

4の和解の内容ですが、（1）として、相手方は本市に対し9,500万円を支払う義務があることを認めるものであり、また、（2）以降の和解条項につきましては、記載のとおりでございます。

本件につきましては、令和2年3月に議会の議決を経て前橋地方裁判所に訴えを提起し、同裁判所の判決後、東京高等裁判所にて係争してまいりましたが、同裁判所から和解案が提示され、相手方も内諾している状況です。

本件に対する教育委員会の意見につきましては、教育長が臨時代理し、異議のないものとして市長に送付させていただきましたので、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

【教育長】

ただいま提案説明のありました議案について質疑に入ります。ご意見等ございましたらお願いします。

（質疑）

【教育長】

なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、報告第4号及び報告第5号について、承認することに異議ありませんか。

(異議なし)

【教育長】

異議のないものと認めます。

よって、報告第4号及び報告第5号を承認いたします。

【教育長】

日程第五。その他について報告事項があります。説明をお願いいたします。

その他1 行事について

【総務課長】

教育委員会の7月定例会でございますが、7月15日火曜日午後2時30分から、市役所11階北会議室において開催予定です。(ほか、資料の主だった予定を紹介)

教育委員会の8月定例会につきましては、8月18日月曜日午後2時30分から、市役所11階北会議室で開催予定です。(ほか、資料の主だった予定を紹介)

その他2 令和7年度 まえばし教育の日事業一覧について

【学務管理課長】

資料21ページをご覧ください。

本市では、市民一人一人の教育に対する関心と理解を深め、家庭・学校及び地域社会の連携の下に教育に関する取組を進め、教育の充実と発展を図るため、平成17年度より、11月1日をまえばし教育の日と定めております。また、この趣旨に沿って、10月16日から11月15日までの期間に開催される取組をまえばし教育の日事業し、各課や学校・園等の主催で事業を実施しております。

まえばし教育の日の趣旨と、まえばし教育の日事業及び関連事業の内容を周知するために、毎年、事業一覧を作成しております。この事業一覧を市立学校・園の幼児、児童、生徒、保護者に電子データで配付するとともに、各公民館等での配架、本市ホームページへの掲載等により、広く周知を図っております。

まえばし教育の日の中心的事業として、市内6ロータリークラブとの共催によるまえばし学校フェスタ2025を11月15日、16日に開催する予定でございます。今年度も、学校文化のよい発表の機会となるよう、各課や関係団体と連携して準備を進めてまいりたいと考えております。

報告は、以上でございます。

【教育長】

総務課からの行事予定で、次回の定例会についてですが、7月15日(火)午後2時30分です。よろしいでしょうか。

(異議なし)

【教育長】

では、7月定例会については7月15日（火）午後2時30分からと決定いたします。

また、8月定例会については8月18日（月）午後2時30分から予定することで、よろしいでしょうか。

（異議なし）

【教育長】

では、8月定例会については、8月18日（月）午後2時30分からで、お願いいたします。

ほかに、ただ今の報告について質疑等ありますか。

【渡辺委員】

行事予定表で、古墳の教室というイベントがたくさん設けられています。2日間連続開催や比較的近い日程で開催が予定されていますが、たくさん参加者がいらっしゃるのでしょうか。それとも何か作品の都合なののでしょうか。また、今後も古墳の教室は続いていくのでしょうか。

【文化財保護課長】

古墳の教室は、小学校3年生から6年生を対象に、夏休みの期間に行っている行事です。まず2日間にわたるというのは、応募が非常に多いためです。昨年度では応募の当日にほぼ全部埋まるような状態で、余るのは勾玉教室くらいになります。勾玉教室は結構やった事がある人が多く、既に勾玉は持ってる人がたくさんいます。埴輪を例にすると、陶芸用粘土を使って埴輪を作って、最後焼いてお渡しという形ですが、夏休みの宿題にも使えるので、夏休みの最初の頃に開催して、8月20日過ぎぐらいに渡せるような日程を組んでいます。作る前に、埴輪や古墳の説明を行います。円墳、前方後円墳、方墳などの説明を小学生にして、そこから導入して、古墳のジオラマ作りだと、紙粘土で古墳を作ってもらって、その上に木を植えてもらったりしながら進める事業となっています。

【渡辺委員】

すごいですね。こども達の興味がわくようなモチーフになっていて、夏休みの宿題にも活用できて、とても意義深く楽しそうだと思います。

【畠山委員】

8月30日の生涯学習フェスティバルですが、どのような内容かわかったらお願いします。

【生涯学習課長】

まだちょっと詰めてるところがありますが、昨年度の状況をお話すると、場所は同じで元気プラザ元気、中央公民館3階のホールとホワイエで実施し、テーマ展示として、我が町の紹介で、各町の広報紙を展示しました。また、生涯学習奨励員さんによる昔遊び、リサイクル工作、読み聞かせコーナー、環境アドバイスコーナー、総社秋元公コーナーなどがあります。昨年は、桃井小学校卒業生で総理大臣をされた鈴木貫太郎さんの生涯について特別対談を実施しました。

【畠山委員】

こどもから大人まで楽しめると感じました。

【教育長】

ほかになれば、以上で質疑を終わります。

【教育長】

次に、先ほど非公開と決定されました議案について、議事を行います。

傍聴人の方をお願いいたします。ここからの議事は非公開といたしますので、退場されますようお願いいたします。

(傍聴人退場)

【非公開議案】

報告第6号 職員の人事の臨時代理について

【総務課長】

【教育長】

以上をもちまして教育委員会6月定例会を閉会いたします。

(午後3時14分)